**第１９回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和５年３月８日　水曜日　午後２時00分から４時05分まで

場所：大阪赤十字会館301会議室

出席委員

大竹　浩司 公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

小田　浩伸 大阪大谷大学教育学部長教授

坂本　ヒロ子 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

佐々木　祥光 有限会社ササキセキュリティー取締役部長

柴原　浩嗣 一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科兼

現代システム科学域教育福祉学類教授

髙橋　あい子 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

長尾　喜一郎　 一般社団法人大阪精神科病院協会会長

南條　正幸　 関西鉄道協会事務局長兼専務理事

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

林　幹二 日本チェーンストア協会関西支部事務局長

久澤　貢 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　前川　たかし　 一般社団法人大阪府医師会理事

　藪本　青吾　　 大阪私立学校人権教育研究会障がい者問題研究委員会委員

◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長　代理

近畿運輸局交通政策部バリアフリー推進課長

○事務局　それでは、定刻になりましたので、「第19回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆さまにおかれましては、本日はご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉企画課長より一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局　第19回障がい者差別解消協議会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

　委員の皆さまには、日頃から、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご支援をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。また、本日はご多忙のなか本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、昨年（令和４年）８月になりますが、日本が2014年に障害者権利条約を批准して以来、初めて国連の権利委員会による審査が実施されました。この委員会による総括所見では、障害者差別解消法の制定、そして、改正により合理的配慮の提供を義務化したことなどで評価されたという点もございましたが、一方で、多くの懸念事項と改善勧告も出されたところです。

　懸念事項の一つに、あらゆる活動分野において合理的配慮の拒否が、障がいを理由とした差別の一つの形態に当たっているのだということが認識されていないのではないかというようなご指摘がございました。

　大阪府としましても、この間、合理的配慮の周知・啓発に取り組んでまいりましたが、残念ながら理解が浸透しているという状況ではございません。

　2025年には、皆さまご存知のとおり、大阪・関西万博の開催を控えております。障がいのある方も含め、国内外から多くの方が来阪されるということが予想されております。さまざまな配慮が行き届いた街として、安心して訪問していただけるようにするためにも、引き続き、差別解消に向けた啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

　本日の会議では、大阪府が、昨年（令和４年）12月までに受けた相談や実施した取組みにつきまして、暫定版とはなりますが、実績報告を取りまとめておりますので、ご審議いただきたいと考えております。

　次に、改正障害者差別解消法の施行を控えまして、昨年、政府で策定された基本方針の改定案について概要を共有させていただきます。

　そして、最後のパートで、委員の皆さまによる意見交換を実施していただく予定となっておりますので、活発なご議論をお願い申し上げます。

　今後とも、大阪府の障がい福祉政策の推進にご協力をいただきますようお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　続きまして、会議の成立についてでございます。本日は、委員総数20名のうち、17名のご出席をいただき、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

○事務局　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

　資料１「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）【令和４年度】」、

　資料２「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の主な改定箇所について」、

　また、次第に記載はございませんが、意見交換資料と、国土交通省のガイドライン、最後に、その他として、大阪府の差別解消条例等を綴じた別冊ファイルをお配りしております。資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

　続きまして、会議の公開についてです。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容を、そのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

　なお、個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合には、一部非公開ということで、委員の皆さまを除く、オブザーバーの方、関係者の方、傍聴の方には一時ご退席いただくことになります。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がいのある委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がいのある委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以降の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　皆さま、お変わりありませんでしょうか。今週に入りまして、すっかり春めいてきましたけれども、本日は、いつものように年度末、今年度の活動報告書の内容をご説明させていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。

　それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、「議題１　障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書（案）について」でございます。

　それでは、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局　この活動報告書については、例年、年度末の大阪府障がい者差別解消協議会（以下、解消協）において、その年度の12月までの相談受付状況や合議体の開催状況などを記載したものを一度ご審議いただき、そこでいただいたご意見をもとに加筆修正をしたうえで、次年度の最初の解消協において、完成版として改めてご審議いただくという形を取っています。

　今回も、これまでのように、いったん年度途中の状況までを記載したものを資料１として配布しています。

　それでは、報告書の中身について簡単に説明いたします。

　墨字版の資料の４ページ、点字版の資料では９ページの下段からになります。こちらでは、令和４年度の大阪府広域支援相談員の相談対応状況のデータを掲載しています。

　点字版は10ページをお願いします。令和４年度の４月から12月までの間に対応した新規事案件数は125件でした。この報告書に数値は示していませんが、昨年度（令和３年度）の４月から12月までの件数が118件でしたので、ほぼ同じような件数となっています。

　墨字版、点字版ともに、その下に記載している相談対応回数については、12月までで1,309回でした。こちらについても、数字はお示ししてはいませんが、昨年度12月までの回数は804回でしたので、こちらは大きく増えています。

　２年前にも同様のことがありまして、相談対応回数が1,300回を超えることがありましたが、特定の相談者からの電話の回数が非常に多いためにこのような結果となっています。

　次に、墨字版６ページ、点字版では15ページの下段から16ページになります。ここでは、相談内容を類型ごとに分類した結果を示しています。今年度は、相談のなかで、５件が不当な差別的取扱いにあたるもの、12件が合理的配慮の不提供に関するもの、そして、残り111件がその他のものという分類になっています。

　次に、墨字版の７ページ、点字版では19ページをお願いします。４番の項目で、対象分野別の相談件数を示しています。商品サービス分野における相談が最も多く35件、次いで行政機関に関する相談が27件となっています。

　次に、墨字版の８ページ、点字版では21ページの下段から22ページになります。５番の項目として、障がい種別ごとに相談の取扱い件数をまとめたものになります。

　精神障がいの方からの相談が32件と最も多く、次いで身体障がいの中で肢体不自由の方からの相談が25件という結果となりました。

　また、今年度の結果は12月までの途中経過ではありますが、これまでは、その下の令和３年度の結果のように、肢体不自由の方からの相談が最も多かったのですが、今年度初めて精神障がいのある方からのご相談が一番多くなっているという特徴になっています。

　以上が、昨年４月から12月までに、大阪府の広域支援相談員が受けた相談事案についてのデータとなります。

　次に、墨字版の10ページから17ページ、点字版では28ページの最初から53ページの最初の部分までとなります。「（３）広域支援相談員が対応した相談事例等」ということで、昨年４月から12月にかけて、大阪府の広域支援相談員に寄せられた相談のうち、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」、「不適切な行為」、「不快・不満」、「環境の整備」の五つの類型に該当すると考えられる事例について、その概要を一覧で掲載しています。各事例についてのご説明は省略しますが、年金事務所に関する相談が３件ほど寄せられています。

　墨字版の12ページの一番下、点字版では36ページの真ん中あたりになります。一つめとして、年金事務所から届く通知に点字の記載がない合理的配慮の不提供と考えられる事案です。年金事務所に問い合わせたところ、年金機構本部の判断によるものとのことであったため、本部に問い合わせたところ、「音声コードで対応しており、点字は必要な設備がないので対応できない」といった回答でした。

　墨字版では13ページの真ん中、点字版では38ページの真ん中から少し上あたりからになります。二つめは市からの相談になります。年金事務所での手続きの際に、聴覚障がいのある方が、市に対して手話通訳者の派遣を求められたのですが、そもそも年金事務所が準備するものではないかと考え、年金事務所に連絡したところ、「筆談対応しかしない」という回答であったため府に相談が入ったものです。

　府から、年金事務所と年金機構に連絡しましたが、窓口対応のみで、担当課と話すこともできませんでした。

　厚生労働省の年金局にも連絡をして、機構本部の担当の連絡先を聞こうとしましたが、こちらも教えてもらうことはできませんでした。

　墨字版で16ページの一番上、点字版では48ページの真ん中からになります。三つめは、不快・不満があったと思われる事案になりますが、年金事務所に電話で問い合わせた際に、子どもに言うような話し方をされたというものでした。これについては、年金事務所から、「噛み砕いて言った際の言い方が失礼になった」との説明があり、当事者には謝罪をし、職員全体にも研修を行うこととなりました。

　今の３件以外のその他の事例に関しての紹介は省きますが、また別途ご確認いただければと思います。

　それでは、墨字版の18ページ、点字版の53ページの上から３行めからお願いします。「合議体における助言の実施」ということで、今年度は、昨年10月５日と、先日２月15日に、助言型の合議体を開催していますが、そのうち10月５日の合議体にて議論いただいた内容を記載しています。

　墨字版では19ページ、点字版では55ページから57ページになります。「事例１　専門学校での聴覚障がい学生への合理的配慮について」です。

　聴覚障がいのある学生が、授業を受けるに際し、これまでは筆談や音声認識文字化アプリで対応していたものの、大人数の授業や実技を伴う授業においては、手話通訳の配置を学校に要望しました。

　しかし、学校側は、「手話通訳の配置は過重な負担である」と考えています。

　また、この学生は、入学時に、本人から、特別な対応等はしないことや、卒業時のサポート制度の適用外となることについての承諾書にサインをした上で入学しているのですが、それは障がい者差別であり破棄してほしいという内容の相談でした。

　広域支援相談員は、学校と学生の双方と面談して、話し合いの場にも同席しました。学校側は、手話通訳の配置は困難であるので、音声認識文字化アプリでの対応を提案し、学生も一定受け入れましたが、それでは不十分な部分の補助筆談を求めたところ、学校側は難しいという答えでした。

　また、承諾書については、破棄せず資料として残すという回答でした。

　この事例について、専門学校への手話通訳派遣に関して費用補助制度はないが、合理的配慮としてどのような対応が考えられるか、また、学校の主張する過重な負担をどのように考えるのかという論点と、サポート制度を適用外とすることが差別に当たるのかどうか、承諾書の有効性などについて、委員の先生方に議論いただきました。

　墨字版では19ページ下段から、点字版では58ページから62ページにかけてになります。手話通訳の派遣については、委員から、「障がい者の特性はさまざまであり、音声認識文字化アプリでは解決できないこともあることの啓発が必要」、「学校の経営規模から考えれば、負担可能な上限があると思う。それを踏まえた話し合いができればよかったのではないか」、「今回の事例では解決が難しかったとしても、これをきっかけに学校側が考え方を変えれば、広域支援相談員が関わった意味があったのではないか」などのご意見がありました。

　墨字版では21ページから、点字版では62ページの真ん中から64ページにかけてになります。また、サポート適用外とする承諾書については、「障がいがあるために就職が難しいと考えてサポート制度の適用外としたのであれば、不当な差別的取扱いとなり、承諾書は認められないのではないか」、「契約時に十分な説明がなされ、理解したうえでの承諾書だったのか。両方に問題の原因があるのではないか」、「承諾書の破棄にこだわることなく、サポート制度と同等の機会を学生からの求めがあった場合に、不利益が生じない形を考えればいいのではないか」というようなご意見がありました。

　次に、墨字版の22ページ、点字版では64ページの下段から66ページにかけてになります。「事例２　スポーツジムにおける介助者の位置づけについて」です。

　事例の概要ですが、視覚障がいのある相談者が、ヘルパー同伴でスポーツジムの水泳指導を受けようとしたところ、ヘルパーの入館を断られました。代わりに、水泳コーチによる更衣等の介助を提案されましたが、その介助にかかる時間も指導時間に含むと言われ、納得がいかないという相談でした。

　広域支援相談員が、事業者に事情を聞いたところ、「会社としてヘルパー同伴を認めておらず、ヘルパーが入館する際はヘルパーの利用料も必要」とのことでした。

　時間短縮については、再検討を会社側に要請したところ、「本部と相談する」という回答があり、後日、同性ヘルパーによる更衣や移動支援を行う場合は、時間短縮はしないこととなりました。

　この事例については、障がいのある人が、ヘルパー同伴でジムを利用する場合の利用料や会員登録についてどう考えるべきかを中心に話し合っていただきました。

　点字版では66ページの下段からになります。まず、ヘルパーの考え方については、「ヘルパーは、障がい者にとって体の一部であり、ヘルパーの入館を認めないと、サービスを受ける際に、障がいのない人に比べて受けられるサービスの価値に違いが出てくるので、正当な理由がなければ不当な差別的取扱いとなるのではないか」、「業態によっては、ヘルパーの同伴を制限したり、ヘルパー分の費用を求めることに正当な理由がある場合も考えられる」といったご意見がありました。

　次に点字版では67ページの真ん中以降になります。事案の分類整理に関する意見としては、「ジムにヘルパーが同伴しても、ヘルパーがマシンを使用したり泳いだりすることは考えにくいので、その場合にヘルパーの会員登録や利用料を求めるのは、事実上ヘルパー同伴の障がい者を断ることになるのではないか」、「プライバシーを重視する高級ジムか庶民的なジムなのか、利益率やサービスの対象をどこに置くのかによっても、正当な理由の考え方は変わるのではないか」といった意見をいただきました。

　点字版では68ページの真ん中から69ページにかけてとなります。事業者の対応に関する意見としては、「ジム側が、障がいのある客が来ることを想定していないところが背景にあったのではないか」、「スポーツジムは、コロナ禍で経営が厳しい状況にあり、スタッフの配置を減らして、施設や機器の管理だけを業務としているところもある。その場合、個人のトレーニングは、ジムに登録しているトレーナーが時間単位で契約して対応する仕組みであれば、介助の時間も指導時間に含まれるというのはやむを得ないのでは」などのご意見がありました。

　点字版は70ページをお願いします。最後に、広域支援相談員の対応へのご意見としては、「ジムの職員の多くがアルバイトであるため、今回の事例のような申し出があった際に、自分では判断できないので、ルールどおりに、『できません』と答えることになるのではないか」、「相談員が関わったことで完全に相談者の意向どおりになったわけではないが、企業の考え方が変わったという点ではよかったのではないか」という意見をいただきました。

　10月に行った１回目の合議体での議論の概要は以上となります。

　次に、墨字版の24ページ、点字版では70ページの下段になります。現在、「（２）合議体でのその他の意見」と、「（３）府における整理と課題」という見出しのみ書いています。この部分については、今年の２月に実施した第２回の合議体の内容と合わせた形で記載するため、次回の解消協でご審議いただく報告書の完成版を作成する際に記載する予定です。

　続きまして、墨字版では25ページ、点字版では71ページになります。「３　合議体によるあっせんの実施」になります。

　令和３年度に、合議体であっせん案を提示したあっせんの申立てについて、令和４年度に、双方合意に至りましたので、その旨を記載しています。合議体の内容については、原則非公開としていますので、こちらの報告書ではこのような記載に留めています。

　なお、令和４年度は、これまでのところ新たなあっせんの申立てはありません。

　次に、墨字版の26ページ、点字版では71ページの真ん中からになります。こちらでは、大阪府の府内市町村に対する取組みを記載しています。

　点字版は72ページの真ん中以降になります。（２）の部分では課題ということで、府内市町村においては、相談事案について体制整備等が進められていますが、まだ十分と言える状態ではなく、引き続きキャッチ力や対応力の向上に取り組む必要があると考えています。

　点字版では74ページの最初からになります。また、支援地域協議会については、現時点で府内20市町村が未設置となっており、事例が少ないことや既に多くの同様の会議を抱えているなかで、新たに設置する必要があるのかなどの声をお聞きします。

　既に設置済みの自治体においても、どのようなことをすればいいのかわからないという話があったりなどの課題があります。

　墨字版では27ページの真ん中から、点字版では76ページになります。これらの課題に対して、大阪府での取組みですが、府内市町村から、府へ差別に関する相談が寄せられた際には、広域支援相談員が助言を行ったり、相談のあった自治体と一緒に話を聞いたり、事業者を一緒に訪問する等の取組みをしています。

　点字版では76ページの一番下から77ページにかけてになります。また、オンラインでの情報交換をすることで、事例や他の自治体における取組みについて共有したり、相談員と自治体職員が顔の見える関係性を築くための取組みを行いました。

　来年度についても、引き続きグループ分けの方法を変えた形で続けていきたいと考えています。

　次に墨字版の28ページ中段、点字版では78ページの下段から79ページにかけてになります。支援地域協議会の設置促進については、内閣府が全国を対象に研修会を行いましたが、これに加えて、大阪府でも研修を実施して働き掛けをしていく予定としています。これは、本日チラシを挟んでいますが、３月17日に実施する予定にしています。

　以上が、府内市町村に対する支援の取組みについてとなります。

　続きまして、墨字版では30ページ、点字版では82ページとなります。ここでは、大阪府の障がい理解に関する啓発の取組みを記載しています。今年度は、昨年度から新規の取組みを行ったというものはありませんが、墨字版の31ページ、点字版の86ページの真ん中からになりますが、②に記載したとおり、毎年開催している「共に生きる障がい者展」において、今年度は知的障がいと発達障がいをテーマにフォーラムを開催しました。

　墨字版の33ページ、点字版では91ページから92ページにかけてになります。「⑥心のバリアフリー推進事業」とありますが、この部分にあるように、このフォーラムの様子を動画として撮影し、事業者などが研修に用いることのできるように、動画サイトで公開しました。この取組みは、昨年度は無観客で実施して動画の公開をしましたが、今年度は有観客でテーマを変えて実施して、フォーラムの開催等にあたっては、司会として関西テレビの藤本アナウンサー、パネラーとしては、昨年に引き続き吉本興業所属のミサイルマンの西代さんや、大阪手をつなぐ育成会さんにご協力いただきました。後ほど、このフォーラムの動画の一部をご紹介したいと思います。

　墨字版の34ページ、点字版では93ページの真ん中以降になります。大阪府が作成している啓発物を掲載していますが、今年度については、改正法の施行が控えていることもあり、新規に啓発物をつくらずに、既存の啓発物を用いて周知を行いました。

　墨字版の38ページ、点字版では100ページの真ん中以降については参考資料となっています。

　長い時間の説明になりましたが、報告書については以上となります。

○会長　ご説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に関しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見等がございましたら挙手のうえ、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員　具体的な事例を墨字版11ページからエクセルの表で記載いただいていますが、その前に府内の各市町村における相談件数を載せるというのは、この６月の報告書からだったかどうかというのを事務局のほうに確認したいです。

　また、今回の事例、墨字版でいうと11ページからになりますが、１番や２番は聴覚障がい者の自動車教習所のことが書かれていて、ひょっとしたら、同じ方なのかもしれないですが、対応の要旨でいうと、それぞれの県と協議して、県が対応するということになったとの説明だったとまとまっていまして、この事例が、結局どういうふうになったのかというところが、今一つ見えないところがあって、どうされたのだろうかというところがあります。

　あと、次の12ページの４番の医療のマンモグラフィーの件ですが、異性の対応になったということで、「当事者にそのことを伝えることができておらず反省しているとのことであった」ということで止まっているわけですが、反省をしてもらうことは大切なのですが、他の事例では、次回から改善するとか、研修を行うという対応まで載っているなかで、「反省した」というところで止まっているというのは、それ以上の働き掛けをしなかったのでしょうか。または、したけれど難しかったのでしょうか。いずれにせよ、ここだけを見ると、相談員としてそれ以上のプッシュをしなかったのかとも読めるところもあるので、そのあたりはどうだったかというところをできるだけ書ける範囲で書いていただきたいです。先ほどの年金事務所の話は、国のほうに問い合わせたけれども、結局回答がなく、その後は進みようがなかったということだと思いますが、そうであれば、「国のほうに問い合わせたが回答はなかった」ぐらいまで、書いてもいいのではないかなという気はしています。

　大阪府として、どのような対応、考え方で事例に当たったかということが、もう少し伝わるような形で対応要旨に書き加えていただけたらなと思いました。以上です。

○会長　ありがとうございます。続けて、ご質問をいただいたうえで、事務局から回答いただこうと思います。

○委員　資料のなかで２点確認させていただきたいところがあります。

　墨字資料５ページの一番上の「相談１件当たりの対応回数の内訳」というところで、31回以上の方が４件とあります。この方々が、平均の相談件数をかなり押し上げているというふうに拝見したのですが、31回以上ということは相当な主訴並びに目的、訴えがあったのかと思いますが、答えていただける範囲で、大体どういった主訴・目的があってこれだけの回数になっているのかというところを教えていただけたらというのが一つです。

　もう１点は、ご説明のなかにもありましたが、今年は精神障がいがある方の件数が一番多かったということで、墨字資料９ページの上段の表を見ますと、精神障がいがある方からの件数としては、相談が２件、要望が27件と際立っているというふうに拝見したのですが、主にどういった相談・意見・要望があったか、そういった特徴的なところがあれば、ぜひお聞かせいただけたらと思います。以上です。

○会長　ありがとうございます。それでは、まずは、このお二人の質問についてお答えいただけますでしょうか。

○事務局　各市町村からの件数を記載するというのは、ご議論はありましたが、今回は昨年と同様の記載内容にしています。引き続きの検討課題としたいと思います。

　なお、相談事例対応要旨の記述のレベルについては、一定この枠のなかに収まる程度、数行程度でまとめるということを旨としていますので、詳しい内容まで最終的に書くことができていないというのが現状です。

　このまとめ方、全件を載せるという方針でいきますと、やはりこの程度の書き方にならざるを得ないのかとは思っています。

　とはいえ、委員がおっしゃったような、もう少し結果のところに重点を置いて書くといった工夫はできるかと思いますので、最終的なまとめのときに考えたいと思います。

　次に５ページの「相談１件あたりの対応回数が多い案件」４件についてですが、この内容については、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供などの５類型に収まらないような主訴の相談になっています。先ほどの一覧表に５類型については全て載せていますが、この４件については内容としては記載しておりません。また今後も記載する予定はございません。

　それから、精神障がいの方についての相談対応について、これも内容について記載をということなのですけれども、先ほど申し上げた５類型の相談案件については、こちらの一覧表にすべてまとめていて、それ以外の案件については、お示しできていないというのが現状です。以上です。

○会長　精神障がいの方の相談・意見・要望の具体の内容について、わかる限りで構わないので説明してほしいということだったと思います。

○事務局　精神障がいのある方からのご相談というのはどんなものがあるのかというところを簡単にお話しいたします。障がいを理由にした差別の窓口として広域支援相談員がおりますが、内容としては、「こういうことで悩んでいるのだけど、どこに相談したらいいか」や、「職場で自分のことを理解してもらっていないのが、どうしたらいいだろう」といった障がい者差別というよりかは、悩み相談を聞いてもらえる窓口の一つとして、広域支援相談員にご連絡くださっているということになります。よろしいでしょうか。

○会長　ありがとうございます。それ以外の委員の方で、ご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

○委員　若干混ぜ返すことになることを怖れますが、今の事務局のお返事が、すごく妥当、適切なご返事があった。

まずは相談をして、より良い方向にということのために広域支援相談員が活躍されているということなのですが、例えば、12ページの４の事例で、乳がんの定期検診でマンモグラフィーの検査のときに、女性の技師さんが対応したけれど、車いすからマンモグラフィーに移乗していただくときに男性が介助したことが、障がい者に対する不当な差別であるというのは、そこまでの話なのかと思います。

　男性の医師が女性の診察をすることはあります。男性が対応することをおわかりいただいたうえで診察する。これが、障がいがある患者さんが来られた際に、男性が対応にあたることが差別に当たるのかとかというような論の立て方では、物事がうまくいかないのではないかなと思います。

　あるいは車いすからの移乗であれば、やはり屈強な男性のほうが安心してやっていただける場合もあるかと思います。

　本当にどうすればみんなのそれぞれの権利がきちんと保持されて、より良い色々なアウトカムを得られるのか、ということに対して建設的に話し合うというのが本来のあり方だろうと思います。意見でございます。

○会長　ありがとうございました。その他、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

　それでは、この報告書につきましては、本日、委員よりいただいた意見も踏まえて、必要な加筆修正をしたうえで、改めて次回の解消協でご説明させていただこうと思います。

　それでは、先ほどの報告書の説明のなかでもありましたが、昨年度に引き続き、今年度も大阪府において、周知啓発のための動画を作成いたしました。その内容を少し委員の皆さま方に見ていただこうと思います。

　それでは、事務局から簡単に説明をいただいたうえで、動画上映の準備をお願いします。

○事務局　大阪府では、昨年度より、チラシやガイドラインなどの啓発物の配布や、市町村職員や府民に向けた研修の実施に加えて、動画による周知啓発にも取り組んでいるところです。

　昨年度は、先ほどもお話した、「共に生きる障がい者展」で開催したフォーラムの様子を動画に収めたものをオンラインで公開しました。

　今年度についても、昨年11月に実施した、「共に生きる障がい者展」のなかで、大阪手をつなぐ育成会さんにご協力をいただいて実施したフォーラムの様子を収めた動画を作成しました。動画については、現在、既にＹｏｕＴｕｂｅにて２月から公開していますが、本日はその一部をご紹介したいと思います。

　昨年度のフォーラムでは、肢体不自由や視覚障がいの方の事例を紹介しましたが、今年度のフォーラムにおいては、知的障がいと発達障がいを取り上げた形で実施しました。

　前半は疑似体験ということで、パネラーの皆さんに、知的障がいや発達障がいのある方が、普段この世界をどのように理解したり見たりされているのかを体験していただきました。

　また、後半は、障がい当事者の親御さんや支援者の方から、実際に体験された事例を紹介いただき、それについてどのような配慮が必要だったのかなどについて話し合っていただきました。

　本日は時間の関係もありまして、このフォーラムの前半の疑似体験の部分の一部を上映したいと思います。そのうえで、もし、もっとこうしたらいいのではとか、動画に限らず、こういう方法もあるのではないかというものがありましたら、またご意見もいただければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、今から動画を上映しますが、一番前の席の委員の先生方はちょっと見づらくなるかと思いますが、後ろを向いていただくなり、座席を自由に動いていただいて見ていただければと思います。よろしくお願いします。

（動画上映）

○事務局　ご視聴いただきありがとうございました。もし、この動画について、また、大阪府の今後の周知啓発施策についてご意見等がございましたらいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長　ありがとうございました。それでは、今の動画等について、事務局からの説明にもありましたが、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

　それでは、次の議題に移らせていただこうと思います。「議題２　その他」ということで二つ考えております。

　まずは、内閣府のほうで検討を進めてきました、「基本方針の改定について」、事務局より説明いただこうと思います。よろしくお願いします。

○事務局　基本方針の改定についてお話しいたします。資料２になります。

　基本方針は、障がいを理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものとして、障害者差別解消法の第６条第１項の規定に基づいて定められているものです。

　皆さま、ご存知のとおり、令和３年６月に障害者差別解消法の改正法が公布されましたが、これを受けまして、基本方針の改正の議論が国の障害者政策委員会にて昨年秋ごろまで実施されました。

　その後、基本方針改正の政府案が作成され、正月前後にパブリックコメントが行われまして、今は閣議決定を待っている状況となっています。

　本日は、基本方針の改定について、まだ政府案の状態ではありますが、主な改正点をご紹介したいと思います。

　基本方針ですが、現行のものは５章立てになっていますが、改定後の基本方針は６章立てとなっています。資料２のほうにも第６まであると思います。

　改定後の第５章はこれまではなかったのですが、これが今回の改定で追加された形になっています。主な変更箇所についてです。

　まず、第２の「行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」についてです。点字版では１ページの真ん中から２ページにかけてとなります。

　ここは、障がい者の定義や、不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方などが記載されている部分になります。

　そのなかの不当な差別的取扱いの考え方のなかで、これまで記載のなかった、車いすや補助犬の利用や介助者の付き添いなどを理由とした不当な差別的取扱い、いわゆる関連差別と言われるものも、障がいを理由とする差別に該当することが記載されています。障がいを理由に差別しているのではなく、その車いすが問題なのですというようなことも差別に当たることを明記した形になります。

　次に、不当な差別的取扱い、合理的配慮、環境の整備について、どのようなものが該当するのか、どのようなものが該当しないのか、これまでは例が記載されていませんでしたが、それが記載される形となりました。

　また、今回の法改正の一番大きな変更点となる事業者による合理的配慮の提供義務化に伴って、社会的障壁の除去については障がい者本人の意向を尊重すること、建設的対話にあたっては双方がお互いの状況の理解に努めること、合理的配慮の提供のための意思の表明は相手にわかりやすく伝えることなどが追記されました。

　次に、第４の「事業者が講ずるべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項」についてです。点字版では３ページの真ん中からになります。

　ここでは、事業者が適切な対応を判断するための指針である、「対応指針」のなかに、相談窓口をわかりやすく記載することが求められることとなりました。

　最後に、今回の基本方針で新たに加えられました第５の「国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項」についてです。点字版では３ページの下段から４ページにかけてとなります。

　今回の法改正で、国と地方公共団体が、適切な役割分担のもと連携して差別解消に取り組むよう法に明記されたことから、国と地方の役割分担が記載され、内閣府が中心となって推進していくとされました。

　また、支援地域協議会について、複数自治体での共同設置、他の会議体との運営の検討、都道府県による市町村へのバックアップなどについて記載されることとなりました。

　以上が、今回の基本方針改定案の主な改正箇所となります。

○会長　ありがとうございました。事務局から、基本方針についての改定内容の説明を受けましたが、これについてご質問等ございましたらお受けいたします。

　国と地方公共団体でたらい回しにしないように、国にワンストップの相談窓口を設置してほしいということが、当事者の方から強く求められましたけれども、最終的には内閣府が調整して、たらい回しにはしないように体制を整えるということで、今回第５という項目が基本方針のなかにも加わったというところが目新しいところであるかと思います。

　それでは、次の意見交換に進めさせていただこうと思います。

　大阪府障がい者差別解消協議会の役割の一つとして、地域の課題について、出席委員の皆さまに知っていただき、そして、委員の間で考え方などを共有するということが、差別解消の取組みにつながると考えており、今回、そうした場を設けさせていただこうと思っております。

　配布資料にありますように、今回議論いただくテーマ、鉄道駅の無人化について、皆さんと意見交換をさせていただこうと思います。資料にもありますとおり、鉄道は公共性の高い交通機関で、障がいのある方も安全で円滑に駅を利用できることはとても重要な課題で、各鉄道事業者も必要な設備や体制の整備を進めてこられているところです。

　しかし、鉄道事業者にとって、近年の少子高齢化や労働人口の減少などに対応するために、経営の合理化・経営体質改善の手段の一つとして、駅の無人化を進めているところです。

　しかしながら、これに対して、府民の方からは、相談事例として挙げておりますように、これは、車いすを利用されている方から大阪府に入った相談案件でございますが、スムーズな乗車のためには事前の電話予約が必要であり、その際には個人情報を聞かれ、通話料も負担しなければならないというのは差別的取扱いではないかという相談も入ってきております。

　国土交通省では、昨年７月にガイドラインを作成し、そこでは、鉄道事業者が無人化を検討するにあたって、考慮するべき事項や参考にしうる事例がまとめられており、その内容を尊重することが求められております。

　そこで、最初にお話ししたように、今回の課題について、皆さまが、体験したこと、見聞きしたこと、感じられておられることなどをお話しいただき、それぞれの立場で意見交換し、委員の皆さま方で、この問題についての状況を共有させていただこうと思います。

　まず、最初に、オブザーバーからガイドラインについて、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○オブザーバー　私のほうからは、今、ご紹介いただいた無人化のガイドラインについて簡単にご説明をさせていただきます。

　まず、お手元にガイドラインをお配りさせていただいたところですが、めくっていただくと目次がございます。もう１枚めくっていただくと、本ガイドラインの構成というページがございます。

　まず構成ですが、第１章では、ガイドラインの策定経緯や位置づけを述べております。

　第２章に、これまでの国土交通省での意見交換会における、障がい当事者団体と鉄道事業者の意見や取組み状況等を記載しております。

　第３章には、駅の無人化にあたりまして、駅の運用にあたっての望ましい姿の考え方を記載しております。

　第４章に、利用しやすい環境づくりに配慮した無人駅のイメージを、都市部と地方部の駅に分けてイラスト化をしております。

　第５章には、第４章で示した取組みを、鉄道事業者の例として取り上げて、項目ごとに記載をしております。

　各章について説明をいたします。

　まず、１ページから２ページにかけての第１章には、ガイドライン策定の経緯と位置づけ、ガイドラインの対象となる無人駅、本ガイドラインの活用について記載しております。

　１－１には、ガイドラインの策定の経緯を記載しております。令和２年のバリアフリー法改正審議の際に、衆参両院で無人駅の利用に係るガイドライン化を求める決議がなされました。これを踏まえまして、令和２年に国土交通省で意見交換会を設置し議論を重ね、今回のガイドラインの策定に至っております。

　１－２には、ガイドラインの位置づけという形で記載しており、こちらは各鉄道事業者の無人化の検討段階におけるひとつの拠り所として、考慮すべき事項、参考にし得る先例をまとめております。このガイドラインにつきましては、鉄道事業者において、やむを得ず駅係員の配置の見直しを行う際には、この内容を最大限尊重することが望まれる旨を記載しております。

　１－３には、対象となる無人駅を掲載しております。本ガイドラインの対象となるのは、これから無人化する駅を想定しておりますが、既に無人化されている駅についても、このガイドラインの内容に沿った対応をすることが望ましいと考えております。

　１－４には、ガイドラインの活用・展開としまして、鉄道事業者において、社員研修や駅の運営見直しに関わる社内での検討段階など、幅広い局面で積極的に活用することが望まれることを記載しております。

　３ページから第２章を記載しております。こちらは、意見交換会での障がい当事者の方からの意見・要望、各鉄道事業者の取組み事例等をまとめております。

　２－２－１には、駅利用にかかる適切な情報提供の実施における障がい当事者からの意見と、鉄道事業者における対応例を記載しております。

　５ページ、２－２－２には、輸送障がい発生時等の緊急時における適切な情報提供の実施における意見と対応例を記載しております。

　６ページ、２－２－３には、障がいの問い合わせを受ける窓口等の整備に関わる意見と対応例を記載しております。

　２－３には、駅の利用に関する事前連絡のあり方に係る意見と対応例を記載しております。障がい当事者団体からは、事前に連絡をしないと鉄道を利用できない、急遽利用する必要が生じた際に乗車できない、長時間待たされる、連絡の行き違い等で乗降介助が受けられない、有人駅での降車を求められたなどの事例について意見がございました。

　鉄道事業者からは、事前連絡がなくても介助等の対応を行っている、無人駅であることをもって利用を断るような運用は行っていない、管理駅社員による定期的な巡回をやっているという報告がございました。

　７ページ、２－４には、乗務員によるスロープを活用した乗降介助の実施に係る意見と対応例を記載しております。車いす利用者からは、運転士や車掌などの乗務員による携帯スロープを活用した乗降介助について要望が挙げられました。

　一部の鉄道事業者においては、既に乗務員による乗降介助を実施しておりますが、駅のバリアフリー化の状況や過密ダイヤ路線などにおける列車遅延の発生、介助中の列車の安全確保など考慮すべき課題が挙げられました。

　９ページから10ページの第３章には、駅の無人化にあたって、また、既に無人化した駅の運用にあたっての望ましい姿を記載しております。

　３－１－１には、障がい者が安全・安心に利用できる駅の環境づくりのため、ハード面におけるバリアフリー設備に加えて、他の駅からの巡回や見守り、他の利用者の声掛けなどのソフト面の対策も重要であると記載しております。

　３－１－２には、無人化する際には、駅周辺の障がい者が利用する学校等の施設等の状況を把握し、当該施設関係者や自治体、障がい者団体と意思疎通を図り、関係者の理解を得るよう努めることが重要であることを記載しております。

　そのうえで、乗車券販売等の業務を地元企業や自治体への委託、地元企業と協力した駅の有効活用など、地域と連携した取組みも有効であることも記載し、これは、第５章のほうにも事例として紹介しております。

　10ページ、３－２には、先ほども言いました利用しやすい環境づくりの考え方ですが、既に無人化している駅についても当てはまる旨を記載しております。

　11ページの第４章には、利用しやすい環境づくりに配慮した無人駅のイメージを、都市部の駅と地方部の駅に分けてイラスト化をしております。11・12ページが都市部のイメージ、13・14ページが地方部のイメージとなります。

　このイラストは、特定の駅や取組みをベースにしたものではなく、あくまで安全・安心な駅利用という観点で、理想的な駅のあり方を示した一つの例示としております。

17ページ以降が第５章になります。こちらは、第４章で示した取組みを実装している鉄道事業者の取組み例を取り上げております。項目ごとにまとめております。

　また、障がい者団体や鉄道事業者から提供いただいた情報や、現時点では実用化されていない取組みなどについても、コラムとして参考に掲載しております。時間の関係もありますので、後ほどご覧いただければと思います。

　少し駆け足になりましたが、ガイドラインに関する説明とさせていただきます。

○会長　ありがとうございます。無人化への対応については、個別事業者ごとに対応はさまざまだったところ、考え方もばらばらだったところがありましたけれども。今回、国土交通省として、強制力はないものの、あるべき姿を示していただきました。拝見させていただくと、私とすれば、結構ハードルが上がったなという印象を受けました。

　委員に少しご意見を頂戴したいと思います。

○委員　先ほど駅無人化に関するガイドラインの説明をいただきました。

　今、会長からもご進言がありましたように、情報の提供という形で報告をしたいと思います。

　まず、鉄道事業者につきましては、すべての利用者に対して安全・安心で快適なお客さまの輸送のため、また、円滑にすべてのお客さまにご利用いただくために必要な設備投資・体制の整備などに努めてきたところです。

　しかしながら、これも会長からお話がありましたが、元々少子高齢化の進展による利用者の減少、そこへコロナ禍による、行動制限こそなくなりましたが、テレワークなどの普及によるさらなる利用者の減少が続いております。鉄道事業者を取り巻く経営環境の悪化は非常に厳しいものがあります。

　そういうなかで、本当にご不便をお掛けしますが、人手不足に対する経営合理化が進み、さまざまな形での無人駅が少しずつ増えてきているというのも現状です。

　このようななかで、このガイドラインが策定されまして、すべてのご利用者に可能な限り不便なくご利用いただけるよう、私どももさまざまな環境整備に努めてまいりたいという思いです。

　そこで、このガイドラインにつきまして、各社局では、やむを得ず無人化をせねばならないという状況のもとで、検討の段階ですべてのご利用者の安全性・利便性の確保のため、具体的な目安という形で最大限尊重させていただきながら、現在は慎重に取組みをさせていただいているところです。

　あと、ガイドライン策定までの国土交通省が主催していただいた意見交換会などでは、先程来、話も出ておりますが、誘導ブロックや音声の案内がないために、インターホン、券売機、車両の停止位置などの位置情報の把握が難しい、また、ホーム上のスピーカーの音声がわかりにくい、障がい当事者専用窓口の設置をご要望いただくという、さまざまなご意見が出たと伺っておりますが、鉄道事業者は、国土交通省などの補助金を活用しながら、ハード面の整備、ホームページの充実、専用窓口の整備など、障がい当事者のご要望を踏まえた環境整備の改善に努めております。

　駅利用の際の事前連絡のあり方につきましても、今回、報告書の案のなかでも、実際の事象の概要ということでご指摘をいただいておりますけれども、事前連絡もなしに対応できるような体制づくりについても、先ほど申し上げたハード・ソフト両面で、環境整備に合わせた推進をしているところです。

　また、駅のバリアフリー設備の状況、運行ダイヤの状況などで、非常に難しい部分もありますが、乗務員による乗降介助も非常に有効と聞いております。既に一部導入済みという事業者もあります。

　例えば、京都の京福電鉄、また、和歌山電鉄と、地方鉄道におきましては、導入の進み具合がスムーズにいくかと思うのですが、やはり都市部での、例えば、大阪メトロの乗務員がということになると、運行ダイヤの設定上、非常に難しいです。お客さまの安全も含めて難しいかということもありますが、いろいろ検討をしているというふうにも聞いております。

　それから、障がい者の皆さまが、安全・安心に利用していくための駅の環境づくりとして、ハード面のバリアフリー整備に加えまして、他の駅からの巡回・見守り、特に他の利用者による声掛けにつきましては、ポスターを作製したり、また、国土交通省などが作製したポスターを各駅に貼っていただくという協力依頼を実施しているところです。

　その他に、地域との連携ということでは、駅の運営を、自治体、また、郵便局、兵庫県では運送会社の営業所を駅として業務を委託するという、新たな駅の運営方式も出てきております。

　情報提供は非常に大事な、通常時においても、非常時においても、やはり情報提供というのは非常に大事になってまいります。最近では、運行情報のディスプレイ、モニターやカメラ付きの新型の自動券売機、これは阪急電鉄なども入れておりますが、インターホンの導入も情報提供としては非常に有効かと思います。

　さらには遠隔での監視システムの高度化としまして、ＡＩのカメラを活用した障がい者の検知・通知システムを開発したりということで、実証実験ではありますが、近畿日本鉄道も今取り組んでいるというところです。

　お問い合わせ窓口についても、ガイドラインにも出ておりますが、「連絡先カード」ということで、一目で連絡を取れるカードをつくっており、これは京阪電鉄なども入れております。

　それと、やはり一番気になるのが、輸送障がいや事故といった非常時・異常時の情報提供の取組み事例として、「運行情報ディスプレイ」、これは、今はほとんどの鉄道事業者が導入しております。また、ＳＮＳを活用した情報発信などもあります。

　それから、介助の申込みにつきましては、申込用のウェブサイトを設置したということも聞いております。

　そういったことで、ハード面とソフト面ということで、ソフト面にも非常に力を入れておりまして、声掛け、また、見守りの環境の整備というところで、日本民営鉄道協会とか私ども、また、鉄道事業者などと、利用者へのお声掛けをしやすくするようなポスター、他のお客さまにもご協力をいただくという形でのポスターでの啓蒙・啓発をしたりしております。

　こういった取組みに関しまして、国土交通省などでは、ガイドラインの検討会以外に、「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」というのも立ち上がっておりまして、さまざまな議論がされているところです。

　以上、すべてではありませんが、鉄道業界の取組みの現状の報告になります。ありがとうございました。

○会長　ありがとうございます。それでは、当事者の立場から、この問題についてご意見がございましたら、どなたからでも構いませんが、いかがでしょう。

○委員　最初に課長からもお話があった障害者権利条約のことからお話しさせていただきますと、条約の定義で、障がいに基づく差別というのは、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限」と記されているわけです。区別まで入ってしまうわけです。

　こういう都市部の鉄道利用というのは、ほとんどの人が制限なく自由に電車に乗れるということから考えた場合に、障害者権利条約の定義から考えた場合は、間違いなく制限ということで、差別であるというように私たちは考えています。

　まずは、やはり他の者との平等、他の多くの人ができることが、今はちょっとできないような状況だと、同じではないというところからまず考えていただきたいと思います。その上で、現状で何ができるのか・できないのかという条件などに入るのですけれども。

　やはり同じようにできるのが一番だというところがないとどうなるかといいますと、鉄道事業者さんも人が減ってくるということで、多少待たされるのが今の状態ですが、これがさらに進めば、前の日に言っておかないと対応できないとか、さまざまな鉄道事業者さんの経営の問題で、それは仕方がないということで、「一緒にできないというのは我慢せよ」というふうになってしまうのではないかということが、やはりわれわれとしては問題であると考えています。こういう考え方というのは、もちろん広域支援相談員の方もそうなのですが、協議会の委員の方にもわかっていただきたいなと思います。

　なぜかといいますと、こういう考え方は、まだ多くの人に理解されていませんので、理解されないどころか、むしろ批判を浴びるような結果になります。

　例えば、こういう事例がネットニュースになったとします。その場合、多くの書き込みは、「障がい者が何を言っているんだ、権利ばっかり主張して」とか、「それなら、外に出なきゃいいのに」とか、やはりそういう書き込みが多くなってしまう。そして、それに「いいね」を付ける人が多い。もちろんそれは一般的な意見ではなくて、偏った意見だということは理解はしています。

　とはいうものの、やはりそれを見て、「やっぱりそうなんだな」というように思う方もいらっしゃるのも事実です。

　そうではなくて、同じように使いたいと言っているのが悪いのではなくて、現状が同じようにできていないというところから、どうやったら同じような利用ができるかと考えていくという道筋が大切であるということを、ぜひ多くの方から発信して周りに広げていっていただきたいなと思っています。私から言いたいことは以上です。

○会長　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。ガイドラインで利害関係のある障がい者の方として、視覚障がい、聴覚障がい、そして、車いす使用者、三つの例が挙がっておりましたけれども。もし、ご意見がございましたら。

○委員　国土交通省のこのガイドライン、今初めて見た部分もありましたが、例がたくさん出ています。聴覚障がいのところを見ますと、障がいのない人が、ほとんど音声によって情報を得ますけれども、音声情報というのは、私たちの場合は聞けません。それに代わる視覚的な情報を入れていただきたい。それが基本になっています。

　それ以外には、設備の問題なのですが、今のところ２点お伝えできることがあると思います。ひとつは、日常的な空間という場所で、きちんとした情報を入れていただき、視覚的な情報、音声情報とともに、視覚情報が、同じ時に、同じ場所で情報が得られる。

　それと、日常的な場合の部分と、もう一つは、災害時のような緊急事態が起こった時の対応です。私の知人が経験したことなのですが、いくらこういう設備があっても、停電状況ではこういう情報網は使えないですよね。ではそういう場合はどうするのか。

　もし、障がい者に対する連絡があれば安心できる。そういう形をつくらないと、やはり不安は拭い去れません。以上です。

○会長　ありがとうございました。その他、いかがでしょう。この問題について、少しご意見などを頂戴できればと思うのですが。

○委員　こういったガイドラインを一つ示していただいているということは評価したいとは思います。

　それで、このガイドラインを作成するにあたって、障がい当事者の方々のお話を聞いたうえでつくっていただいていると思います。環境整備という形になろうかと思います。

　ただ、具体的には、合理的配慮の場面においては、実際に利用される方というのは、いろいろな障がいをお持ちで、また、同じ障がいでも、どの合理的配慮が必要なのかというのはそれぞれになりますので、やはり個別具体的に実際に利用するうえで、その人が利用するうえで、どんなことが必要かというのを、やはり建設的対話をしながら決めていく必要が非常に重要ではないかなとは思います。

　このガイドラインのなかで、ＩＴ化とか、ＩＴ機器を利用したことが非常にたくさん書かれています。もちろんＩＴ機器の発達によって、格段に便利になって使いやすくなっているということはあるのですが、反対に、ＩＴが使えない、いろいろ書かれていても、それを利用できないという方もたくさんおられて、ＩＴ化のなかからこぼれてしまうという方も、障がいのある方のなかにはたくさんおられるということを視点として持っていただきたいとは思います。

　なので、こういう環境整理をしたからそれで十分ということではなくて、個別具体的にやっていただければなと思います。

　ガイドラインの６ページのところで、２－３に事前連絡のあり方も書かれているところですが、事前連絡がないからといって拒否することは不当な差別的取扱いになるということは書かれているのですが、やはりそこが周知されない事例が多くて、それによって、実際には乗車拒否が起きているということはやはり注意すべきだということがあります。

　なので、周知ですね、職員に対する教育ということが非常に重要であると。

　あと、43ページの５－２－３、声かけ・見守りの環境整備ということで、社員だけではなくて、周囲の利用者にも助け合いの声かけの協力を呼びかける取組みが紹介されています。これは非常に重要な視点かなと思っていて、やはりみんなでそういう声かけのサポート運動を行うというのも非常に重要な視点かなと思いました。私からは以上です。

○会長　ありがとうございます。

○委員　鉄道駅の無人化への対応について、ガイドラインの報告にもあったかと思うのですが、45ページに地域等との連携ということで、事例がいろいろと示されていると思います。

　やはり障がい当事者が利用できないというところと、駅員さんを置くことができないという経営の問題と、それをどんなふうに解決していくかという一つの事例としては、やはり地域と連携することがあると思います。

　例えば、駅前のお店に、困ったときに動いてもらうという業務を委託するとか、あるいは駅の一部分をコミュニティスペースのようにして物産も置いておくということも考えられます。そうしたら、駅から降りたときに、それを買って帰られるとか、そこの人が、何か支援が必要なときに動けるとか、あるいは地域のお助け隊みたいな取組みをされているところに委託する、委託をするといった場合に、経営の問題としてはどこまでできるのかというのもありますが、地域もそこはどれだけのボランティアで動けるかという話にもなると思います。

　そういうふうな形で、鉄道事業者と障がいのある利用者というだけではなくて、地域のいろいろなつながりとか利用とか、そういうところと一緒に考えていく方法がないのかなとぼやっと思っていました。いくつかその事例とかが出されていると思います。

　そうすると、障がい者も、思ったときに利用できるということができますし、鉄道事業者も、無人になって、利用する人がなくなって収入がなくなって、ゆくゆくは廃線になるとかということではなくて、利用者がそこで増えていくという、重要な地域の交通ということが守っていけるというようなことがあると思いますので、何かウインウインで考えられるような、そのために地域の団体とか、そういう支援のところと連携するような道というのが摸索できないかなということを思いました。

　私は、全然具体的事例がないので、夢のような話ばかりですが、ガイドラインにも地域との連携というのがありますので、今、課題になっているそれぞれのところで、何か話し合いをするようなテーブルがつくれないかなということを思いました。以上です。

○会長　ありがとうございました。

○委員　超高齢社会になっていくということは、私たちも、障がい者の方たちの問題は、おそらく何ほどか自分事になってくるわけです。聴覚も落ちるでしょうし、視力も低下するでしょうし、理解力も落ちていくだろうし、膝や腰が痛くなって体力も落ちて車いす生活になるかもしれない。もちろんそういうことが当然自分事としてあるわけです。今、合理的配慮の視点でいろいろなことを頑張って切り開いていくということは、必ず10年後、20年後の世の中を良い世の中に結びつけることができると思います。私たちも、やはり自分事として問題を解決していかなければならない、という姿勢で取り組みたいと思います。

○会長　ありがとうございます。今回の委員の意見につきましては、事務局のほうで取りまとめて、後日、各委員で共有できるように資料としてまとめておいてください。

　議題は以上になります。他に事務局から報告はありませんか。

○事務局　事務局からはございません。

○会長　最後に、オブザーバーの方から、可能な範囲で結構ですので、お一人ずつコメントをいただければと思います。大阪法務局さまからお願いいたします。

○オブザーバー　委員のみなさま、議論、どうもお疲れさまでした。

　法務局では、人権に関する啓発活動、あるいは人権相談、調査救済活動等を行っていますが、本日の本会議で、特に相談事例を興味深く拝見して、報告書を見させていただきました。

　障害者差別解消法は今後、事業者も、合理的配慮の提供が義務化されるということで、それに伴う相談等が、今後増えてこようかと思います。

　実際法務局でも、今年度、相談を件数とかは出せませんが、われわれも、そこそこ受けましたし、実際に調査救済活動に入った事例等もありました。特に合理的配慮の不提供という事案に入らせていただいた点もありましたので、今後、そういったことが増えていくかと思いますが、われわれ国の機関も、いわゆる人権擁護機関として、できる限りのことは、これからも積極的にやっていきたいと思いますし、障がい者の差別解消に向けて、さまざまな啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○会長　ありがとうございました。大阪労働局さま、お願いいたします。

○オブザーバー　ちょっと個人的なことになりますが、まさに鉄道の話ですが、私の最寄り駅も20年ぐらい前から無人駅になっていまして、駅前にコンビニとか何かあるわけでもなくて、本当にお年寄りが増えてくるという状況で、先ほど委員がおっしゃったように、超高齢社会になってどうしていくかとか、地域でどのように支えていくのかという、障がいがある方だけではなくて、地域の社会としてどうしていくかというのが、駅の無人化というところの課題でいろいろ隠されているのではないかと感じました。今日の議論のなかで感じたことは以上です。

　あと、ご案内をさせていただきたいのが、障がい者の法定雇用率が引き上げということで、障害者雇用促進法が昨年12月に、他の法律と束ね法案で改正されていますが、それとは別に、雇用率の引き上げというのは、５年に１回引き上げというところで決まっておりますので、ちょっとご案内だけさせていただきます。

　現在、民間企業の法定雇用率は2.3％ということで、それを2.7％まで引き上げるということです。対象企業は、今は43.5人以上の企業が１人雇わないといけないのですが、それが2.7％になると、37.5人以上で１人という形になります。

　この引き上げは段階的にということで、まず、令和６年４月に2.5％に引き上げられ、令和８年７月に2.7％に引き上げられるというスケジュールになっております。ちょっとご案内だけさせていただきます。よろしくお願いします。

○会長　ありがとうございました。近畿運輸局さま、お願いいたします。

○オブザーバー　先ほどガイドラインのお話をさせていただきまして、皆さまから貴重な意見をいただいたこと、ありがとうございます。

　あと、タクシーの関係なのですが、昨年、当局のほうに、車いすの方が複数のタクシーに乗車拒否をされているという情報をいただいており、現在、タクシーの担当部署において、事業者への指導等対応を考えているところでございます。

　また、バリアフリーに関する研修等の場におきまして、障がい当事者の方と交通事業者と意見交換会や、ロールプレイ等を通じて相互理解を図って、障がい当事者目線に立ったサービスを行っていただくよう推進をしておりまして、引き続き、障がい者の方への差別解消の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○会長　ありがとうございます。それでは、本日の議事をすべて終了いたしました。事務局に議事をお返しいたします。皆さま、ありがとうございました。

○事務局　会長、ありがとうございました。

　それでは、これにて、「第19回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。本日は、各委員の皆さま、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

（終了）